

盛岡市体育館条例の一部を改正する条例について

平成24年 6 月 27 日

市 民 部

1 改正の趣旨

好摩体育館の改築に伴い、使用料を改定するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

好摩体育館のアリーナ及び柔道場の使用料を次のとおりとする。

(1) 貸切使用の場合の使用料

区分				1 時間まで ごとに	1 日までご とに
アリーナ	料金を徴 収しない 場合	アマチュア競技 に使用する場合	一般	840円	5,360円
			高等学校生徒以下の者	420円	2,680円
		その他の催しに使用する場合		1,040円	6,720円
	料金を徴 収する場 合	アマチュア競技 に使用する場合	一般	2,080円	13,440円
			高等学校生徒以下の者	1,040円	6,720円
		その他の催しに 使用する場合		営利を目的としない場合	4,200円
		営利を目的とする場合	8,400円	53,760円	
柔道 場	アマチュア競技に使用する 場合		一般	160円	1,020円
			高等学校生徒以下の者	80円	510円
	その他の催しに使用する場合		240円	1,530円	

※ アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。

※ 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合（附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。）の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。（旧好摩体育館と同額）

(2) アリーナの一般使用の場合の使用料 1人1時間までごとに、一般にあっては100円、高等学校生徒以下の者にあっては50円

3 施行期日

平成24年7月24日

4 施設の概要

- (1) 延床面積 1,389.31m² (アリーナ 924m², ステージ 72.9m², 柔道場 116.64m², 器具庫 46.5m², 控え室 16.78m²ほか)
- (2) 建物構造 鉄骨造平屋建
- (3) 施設内容 アリーナ, ステージ, 柔道場, シャワー室ほか

階	用途	面積 (m ²)	備考
1F	アリーナ	924.00	
1F	ステージ	72.90	
1F	柔道場	116.64	
1F	器具庫	46.50	
1F	控え室	16.78	
1F	シャワー室		
1F	その他		
合計		1,389.31	

好摩地区社会体育施設(好摩体育館等)使用料比較表

市民部スポーツ推進課

1 条例改正により改定する使用料

(1) アリーナの使用料

(単位：円)

区分			現好摩体育館		新好摩体育館		<参考> 渋民総合体育館		
			384㎡		924㎡		1405㎡		
			1時間ごと	1日ごと	1時間ごと	1日ごと	1時間ごと	1日ごと	
貸切利用	料金を徴収しない場合	アマチュア競技使用	一般	420	2,680	840	5,360	1,040	6,720
			高校生以下	210	1,340	420	2,680	520	3,360
		その他の催し使用		520	3,360	1,040	6,720	1,680	10,750
	料金を徴収する場合	アマチュア競技使用	一般	1,040	6,720	2,080	13,440	2,300	14,780
			高校生以下	520	3,360	1,040	6,720	1,150	7,390
		その他の催し使用	非営利目的	2,100	13,440	4,200	26,880	4,200	26,880
営利目的	4,200		26,880	8,400	53,760	8,400	53,760		
一般利用 (個人利用)		一般	規定なし		100	規定なし	100	規定なし	
		高校生以下			50		50		

※半面利用は半額(アマチュア競技の貸切利用に限る)

※半面利用は半額(アマチュア競技の貸切利用に限る)

(2) 柔道場の使用料

(単位：円)

区分			現好摩体育館		新好摩体育館		<参考> 渋民総合体育館	
			-		117㎡		295㎡	
			1時間ごと	1日ごと	1時間ごと	1日ごと	1時間ごと	1日ごと
貸切利用	アマチュア競技使用	一般	/	160	1,020	420	2,680	
		高校生以下		80	510	210	1,340	
	その他の催し使用			240	1,530	630	4,030	
一般利用 (個人利用)		一般	/	規定なし		100	規定なし	
		高校生以下		50				